

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1章[6]の中心市街地活性化の基本方針において記載
	認定の手續	本計画は、八戸市中心市街地活性化協議会との協議を経て策定した（9章[2]に記載）
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2章において、中心市街地の位置及び区域が中心市街地の要件に適合することを記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9章[1][2]において、推進体制について記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10章において、中心市街地への都市機能の集積の促進について記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11章において、個別事業の連携・調整や上位計画等との整合など、活性化推進の留意すべき事項等について記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8章において記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3章において、活性化の目標について記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8章において掲げた各事業について、実施主体を記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8章において掲げた事業は、計画期間が終了する平成35年度までに完了もしくは着手し、効果が発現する見込みである